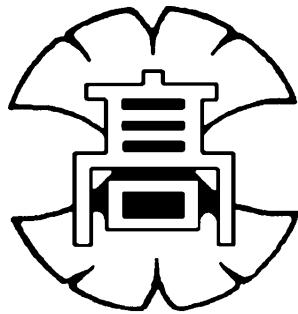


愛媛県立新居浜南高等学校

いじめ防止基本方針



平成26年4月
(一部改定 令和8年6月1日)

学校いじめ防止基本方針

愛媛県立新居浜南高等学校

1 学校いじめ防止基本方針

いじめを巡る状況としては、対象生徒に対して悪口を言ったり無視したりするほか、インターネット上での誹謗・中傷や、暴力行為など、学校だけでは対応が困難な事案が増加している。また、いじめをきっかけに重大事態に発展する可能性がある。

そこで、生徒たちが意欲を持って充実した学校生活を送ることができるように、「愛媛県いじめ防止等のための基本的な方針（平成29年8月10日改定）」に基づき、「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定めることとする。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」において、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。具体的には、以下の①～④の要素を含むものが「いじめ」である。

- ① 行為をした者 A も行為の対象となった者 B も児童生徒であること
- ② A と B の間に一定の人的関係が存在すること
- ③ A が B に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となった B が心身の苦痛を感じていること

起こった場所は学校の内外を問わず、「いじめ」か否かの判断は「児童等が受けた行為に対して、心身の苦痛を感じるかどうか」が基準となる。加害者や周囲が遊びやふざけ合いと認識していても、また、好意から行った行為だとしても、相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせるケースが見られる。また、見えない場所（SNS 上も含む）で被害が発生する場合もあるため、「いじめ」か否かの判断は特定の教職員のみが表面的・形式的に行うのではなく、被害に遭った生徒の感じ方や立場を尊重し、背景にある事情を調査したうえで行うものとする。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- 「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」という認識
- 「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」という認識
- いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題であるという認識
- いじめの認知は、学校におけるいじめ防止対策委員会の組織を活用して行う。

(3) いじめの構造と動機

① いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」や「傍観者」など周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり、促進作用になったりする。集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

② いじめの動機

いじめの動機としては、次のものが考えられる。（東京都立研究所の要約引用）

- 嫉妬心（相手を妬み、引きずりおろそうとする）
- 支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- 愉快犯（遊び感覚で愉快的気持ちを味わおうとする）
- 同調性（強いものに追従する、数の多い側に入りたい）

- 嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- 反発・報復（相手の言動に対して、反発・報復したい）
- 欲求不満（いろいろを晴らしたい）

(4) いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。

→ 【別紙1】日常の指導体制（未然防止・早期発見）

(2) 事案発生時の組織的対応

いじめ事案が発生した場合の、いじめの解決に向けた組織的な取組を以下の通りとする。 → 【別紙2】

4 いじめの予防

いじめ問題への対応では、まずいじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全般を通して、自己有用性や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学習指導の充実

- 規範意識や帰属意識を互いに高める集団づくり
- コミュニケーション能力を育み、一人ひとりに配慮した学級づくり

(2) 特別活動の充実、道徳教育の充実

- ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ボランティア活動の充実

(3) 教育相談の充実

- 面接の定期的な実施
- スクールライフアドバイザーの活用

(4) 人権・同和教育の充実

- 人権意識の高揚
- ホームルーム活動における人権問題（いじめ問題等）学習の充実

(5) 情報教育の充実

- 教科「情報」におけるモラル教育の充実

(6) 保護者・地域・関係機関等との連携

- いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- 学校公開の実施

5 いじめの早期発見・早期対応の在り方

いじめ問題を解決するためにも最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなくいじめを積極的に認知することが必要である。発見し、早期に対応することが重要である。

アンケート調査や個人面談において、生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、生徒の相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「事案発生時の組織的対応」により速やかに報告し、組織的な対応につなげる。

(2) いじめられている生徒・いじている生徒のサイン

→ 【別紙3】

(3) 教室・家庭でのサイン

→ 【別紙4】

(4) 教育相談体制の整備

- 相談窓口の設置・周知
- 面談の定期的実施

面談週間…ホームルーム担任（4月、9月）

教育相談課… 1年次は9月に包括的リスクマネジメント調査「きらり☆彗」実施後に全員に面談を実施する。

また、全年次6月と12月のアンケート後に必要に応じて面談を実施する。

(5) 調査の定期的実施

- 1年次包括的リスクマネジメント調査「きらり☆彗」の実施（9月）
- 「いじめや悩みに関するアンケート」（6月、12月）

(6) 情報の共有

- 報告経路の明示・徹底
- 職員会議等での情報共有
- 要配慮生徒の実態把握
- 進級時の引継ぎ

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

① いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという、「いじめられている生徒の立場」で、継続的に日常的に注意深く観察し、支援することが重要である。

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアを図る。
- 今後の対策について、ともに考える。
- 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- 温かい人間関係をつくる。

- 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）継続しているかを確認する。

② いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みがわかるよう根気強く指導を行う。

- いじめの事実を確認する。
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- 今後の生き方を考えさせる。
- 必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

加害・被害生徒だけでなく、面白がって見ていたり、見てみぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- いじめを自分の問題として、捉えさせる。
- 望ましい人間関係づくりに努める。
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

① いじめられている生徒の保護者に対して

少しでも安心感が与えられるように、学校は全力を尽くすことを伝える。

- じっくりと話を聞く。
- 苦痛に対して本気になって理解を示す。
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

② いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら、速やかに面談し、丁寧に説明する。

- いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- 生徒や保護者の身上に配慮する。
- 行動が変わるよう教員として努力していくことと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- 何か気付いたことがあれば報告してもらう。

③ 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- 管理職が率先して対応することが、有効な手段になることがある。
- 教育委員会や関係機関と連携し、解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでは解決が困難な場合がある。情報の交換だけではなく、一体的な対応をすることが重要である。悪辣かつ長期化したいじめの場合、被害者の心の傷は深く、性格そのものが変容する場合がある。深刻な心理的・肉体的・性的虐待を受けた場合には、精神科医やカウンセラーに相談することが重要である。いじめそのものが解消したあとでも、本人へのケアが大切となる。

① 教育委員会との連携

- 関係生徒への支援や指導、保護者への対応方法

- 関係機関との調整
- ② **警察との連携**
 - 心身や財産に重大な被害が疑われる。
 - 犯罪等の違法行為がある場合
- ③ **福祉関係との連携**
 - 家庭の養育に関する指導・助言
 - 家庭での生徒の生活環境の状態把握
- ④ **医療機関との連携**
 - 精神保健に関する相談
 - 精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

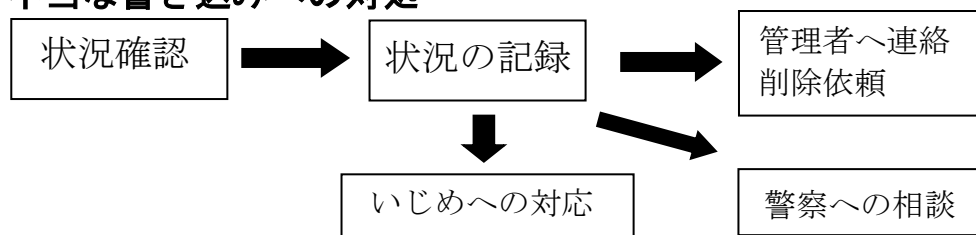
文字や画像を使い、特定の生徒に対する誹謗・中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信することや、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をすることや、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載することなどが、ネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめ予防

- ① **保護者への啓発**
 - フィルタリング
 - 保護者の見守り
- ② **情報教育の充実**
 - 教科「情報」における情報モラル教育の充実
- ③ **ネット社会についての講話（防犯）の実施**

(3) ネットいじめへの対処

- ① **ネットいじめの把握**
 - 被害者からの訴え
 - 閲覧者からの情報
 - ネットパトロール
- ② **不当な書き込みへの対処**



8 重大事態への対応

(1) 重大事態との意味

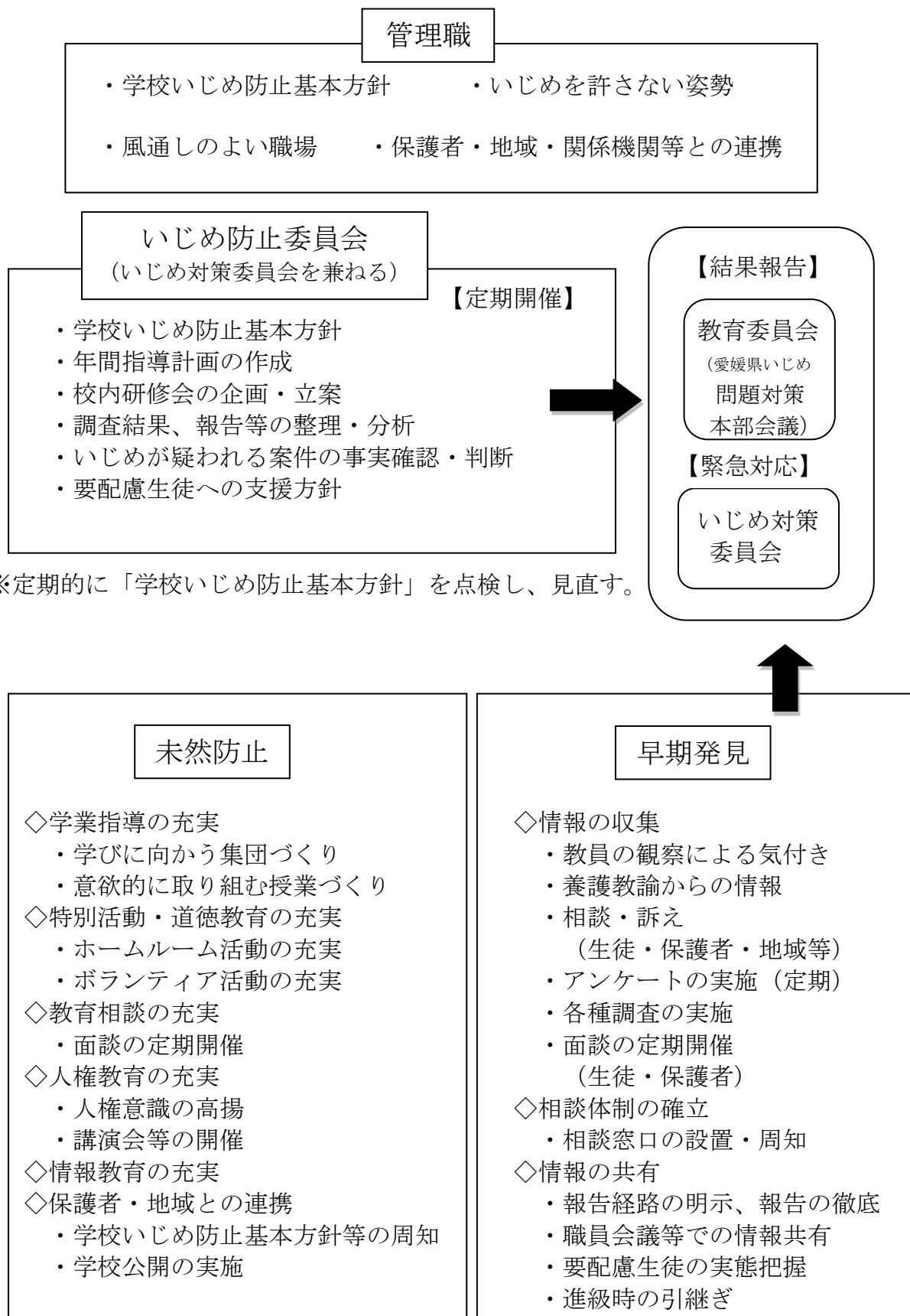
- ① **生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。**
 - 生徒が自殺を企図した場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
- ② **生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。**
 - 年間の欠席が 30 日程度以上の場合

○ 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

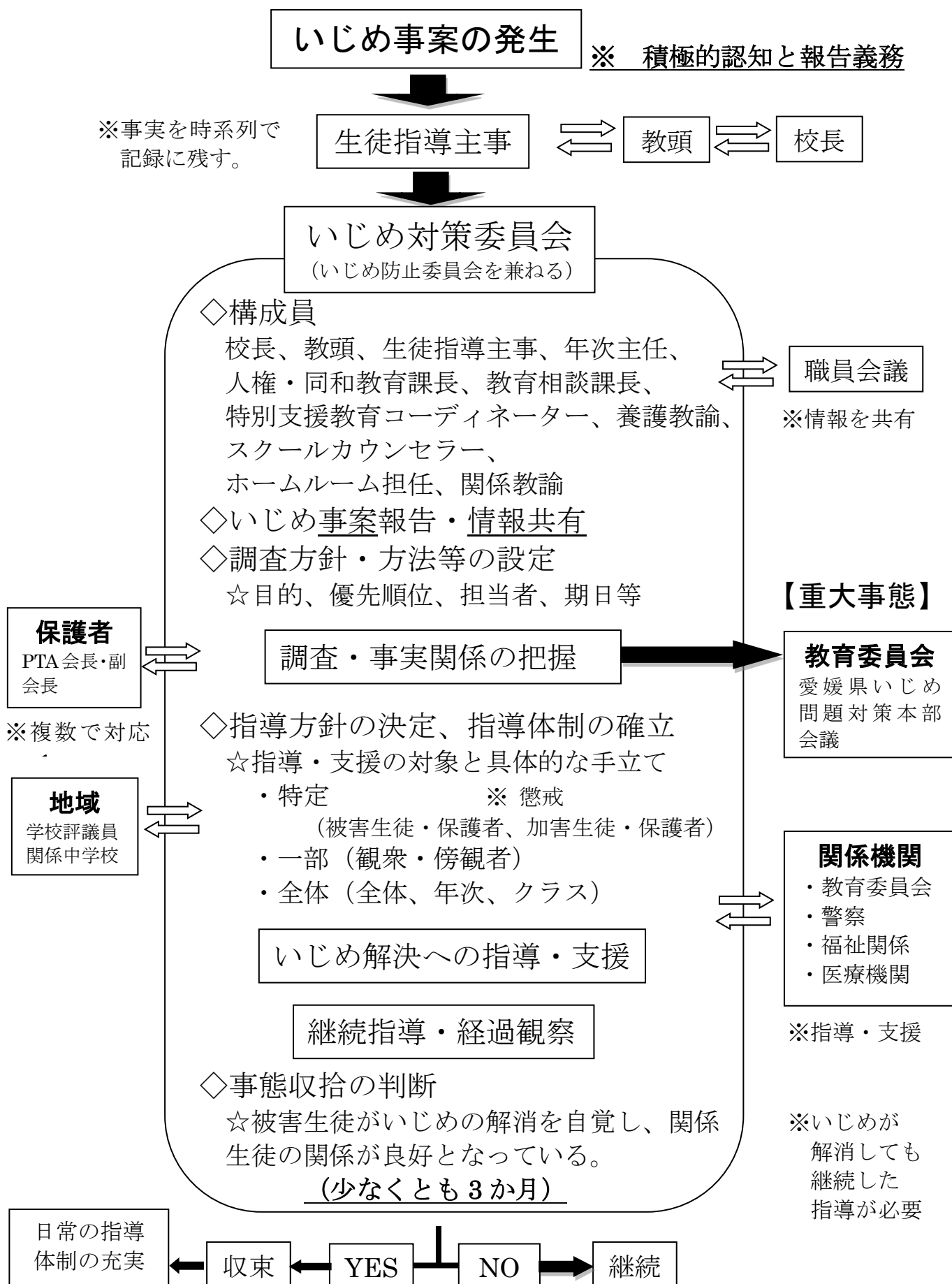
(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告するとともに、県教育員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

別紙 1 日常の指導体制（未然防止・早期発見）



別紙2 事案発生時の組織的対応（いじめへの対応） **【重大事態を含む】**



別紙 3

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場面	サ イ ン
登校時 朝の SHR	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れる。提出期限に遅れる。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 突然個人名が出される。
休み時間	弁当にいたずらをされる。 昼食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが、表情がさえない。 衣服が汚れていたりする。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなる。持ち物にいたずらされる。 一人で部活動の準備、後片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
教室等に仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

別紙 4

1 学校でのサイン

校内がいじめの場所となる場合が多い。教員が教室にいる時間を増やす、あるいは休憩時間に廊下を通る際に注意を払うなどして、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。 笑いの質を見分ける。
壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サ イ ン
学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平不満を口にするが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがあったりする。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振や不眠を訴える。
学習時間が減る。成績が下がる。
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物や金銭がなくなる。大きな額の金銭を欲しがる。

平成 26 年 4 月

平成 30 年 1 月 9 日 一部改定

令和 3 年 4 月 28 日 一部改定

令和 7 年 4 月 30 日 一部改訂